# 「(仮称) 大阪市再生可能エネルギーの導入等による低炭素社会の構築 に関する条例(案)」の骨子に対する意見

大阪商工会議所

大阪市は、「(仮称)大阪市再生可能エネルギーの導入等による低炭素社会の構築に関する条例」の策定を進めており、今般、同条例(案)の骨子を取りまとめた。

同骨子では、条例の目的を、市域において再生可能エネルギーの導入やエネルギー使用の合理化等により地球温暖化対策を推進し、経済発展と温室効果ガスの排出抑制等が両立する低炭素社会を構築することとしている。

新規制定となる本条例の方向性については、大阪市環境審議会の中に設置された「条例検討部会」により本年1月から検討が進められ、この動きを受けて、大阪商工会議所は、3月に「『大阪市の温暖化対策に係る条例』策定に対する意見」をとりまとめ、大阪市長に建議した。

同意見書では、排出削減を目指して既に、「地球温暖化対策の推進に関する法律 (温対法)」、「エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)」、それに「大阪府 温暖化の防止等に関する条例」が存在する中で、温室効果ガス排出量の削減に向けた 類似の「報告書・計画書」の届出を課す重複行政を回避すると共に、規制よりも、インセンティブ重視で事業者を誘導する考え方に力点を置いた環境対策に留意すべきとした。

今般公表された条例(案)の骨子では、制度の運用にあたり、省エネ法など類似の制度との整合性を十分図るとしているが、温室効果ガスの大規模排出事業者等に対して、依然、大阪府条例と同様の「計画書・報告書」制度を創設することを明記している。大阪府条例で包摂される既存制度に大阪市単独の制度を追加することに合理的な意義は見出せない。むしろ、各種インセンティブ施策を盛り込んで事業者の前向きな姿勢を引き出すことで低炭素社会の構築を目指すべきことが重要である。 即ち、環境規制の実施にあたっては、企業誘致が今やグローバルな都市間競争になっていること等に鑑み、市域を企業にとって経済活動が行いやすい魅力ある地域に再構築するという視点に立脚すべきである。 以上の観点から下記の通り意見する。

記

【条例の基本的な考え方】 「2. 大阪市、事業者、市民による再生可能エネルギーの導入・エネルギーの使用の合理化の促進等」(4ページ~)について

- ●<対象個所 1>
- 「(1)再生可能エネルギーの導入の促進」(4ページ)

<意 見>

太陽光など再生可能エネルギーの優先的な導入を通して、温室効果ガスの排出抑制等と環境・エネルギー産業の振興を図るとする点に異論はない。しかし、それには思い切った支援策が必要である。例えば、太陽光発電などの再生可能エネルギー関係設備の導入促進に向けて、公立学校など公的施設へ優先的に機器を設置したり、前向きに再生可能エネルギー関連設備の導入を図る企業に対する補助金制度の充実化や税制面の優遇措置を行うなど、支援策を強化していくべきである。その結果、再生可能エネルギー関連設備のマーケット創出を誘導し、普及率の向上、設備コストの低減化、更には企業の生産設備増強の意欲喚起という好循環を生み、延いては環境・エネルギー産業の振興にもつながっていく。

また、新たな創工ネ機器の開発や、機器の発電・充電効率向上などにつながる技術開発を促進するため、大手と中小のモノづくり企業のマッチング事業への支援や、産学・産産連携を通じた企業の研究開発に対する補助金支給など、開発面からの支援策も講じられたい。

# ●<対象個所 2>

「(2)エネルギー使用の合理化の促進 ②公共交通機関の利用・温室効果ガスの排出 量のより少ない自動車等の使用等」(5ページ)

## <意 見>

一昨年に市場投入された電気自動車など、温室効果ガスの排出量のより少ない自動車、いわゆる環境対応車の購入促進に向けては、事業者に対する購入時の補助制度に加え、他地域に先駆けて充電スタンドなどのインフラ整備を重点的に実施していくことが肝要である。日本国内だけでなく、世界的にインフラ環境整備の大競争となっており、充電スタンドをいち早く大規模に普及させて"標準化"を確立することが、環境・エネルギー産業の競争力向上にも直結することから、積極的な支援策をぜひとも講じていくべきである。

#### ●<対象個所 3>

「(3)建築物に係る環境配慮その他の施策 ①建築物に係る環境配慮の推進」(5ページ)

#### <意 見>

建築物に係る環境配慮を適切に講ずることを促進させるには、計画調整局が主管する、建築物の緑化や省エネなど環境への配慮を総合的に評価する「CASBEE大阪みらい」(大阪市建築物環境評価制度)などを活用し、一定の基準を満たす環境配慮型の建築物に対しては、固定資産税の減免制度を導入したり、容積率の大幅緩和や特別融資制度など、各種のインセンティブ施策の実施を盛り込むべきである。

#### ●<対象個所 4>

「(3)建築物に係る環境配慮その他の施策 ⑤地域連携等の推進」(6ページ)

# く意 見>

「低炭素社会の構築に向け、近隣自治体と連携して再生可能エネルギーの導入に努める」としていることに異論はない。そもそも事業者による経済活動は、市域、府県域を超えて行われるもので、温室効果ガスの排出削減に向けた取り組みなどの環境規制の面では、近隣自治体間での情報共有・制度調整をより密に行い、できるだけ事業者の経済活動を阻害しない形で、自治体間の連携を図って相乗効果を上げる施策を練り上げて行くように注力することが重要である。

【条例の基本的な考え方】 「3. 温室効果ガスの排出の抑制等に係る対策計画等」(6ページ~)について

# ●<対象個所 5>

「(1)特定 (大規模) 事業者に係る対策計画等」(6ページ)

# く意 見>

温室効果ガスの排出削減を目指し、国の「地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)」、「エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)」や大阪府の「温暖化の防止等に関する条例」が既に施行されており、いずれも、「対策計画書」、「実績報告書」の策定・提出という類似の義務を課している。これら複数の法令に係る対象事業者にとって、大阪市の対策計画等の提出が追加されることにより、届出事務が煩雑で負担が増大することは是非とも回避すべきであり、自治体間連携の考え方の下で、大阪府条例による計画書、報告書制度の活用を図り、大阪市単独の制度創設を見送るべきと考える。

制度の重複で既に問題化している京都府と京都市における温暖化対策条例では、 "京都市外の京都府域"と"京都市域"の両方に事業所を持つ企業は、京都府、京都市 に別々に届出を行う必要がある。こうした二重の手続きがもたらす弊害を他山の石と して、今一度、大阪府条例との整合性に立脚した施策を模索していことが不可欠であ る。

#### ●<対象個所 6>

「(2)中小規模事業者に係る対策計画等」(7ページ)

### <意 見>

厳しい経営環境の下で日々苦労を重ねている中小事業者に対して、「計画書・報告書制度」への参画などの協力姿勢を引き出していくには、環境対策に前向きに取り組んだ企業が報われるような、インセンティブの高い施策が必要と考える。例えば、省エネ・創エネの設備・機器等の導入のための補助金の充実化や、専門家による既存設備の運用改善と新規導入時のシミュレーションなどに関する無料アドバイスなど、ハード・ソフト両面からの支援策をパッケージで提供していく工夫が不可欠である。

以上